

# 決算行政監視委員会

決算行政監視調査室

## 所管事項の動向

### 1 決算等

決算は、国の一会計年度における予算執行の実績を表示したものであり、財政国会中心主義の下、議会における審査を通じ、予算に基づいて行われた財政行為についての内閣の責任を明らかにし、将来の財政計画や予算編成等に資するものである。

憲法第90条第1項は、決算について、「すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」として内閣に国会提出を義務づけており、その提出時期は、「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする」（財政法第40条第1項）とされている。この点に関し、決算の早期審査の観点から、決算の提出を早めることを内容とする要請が参議院より内閣に対して行われたことを背景として、平成15年度決算からは、国会が開会している場合には11月20日前後に提出されている<sup>1</sup>。

令和5年度決算については、令和6年7月31日に概要が公表されており、今後、会計検査院の検査を経て、同院が作成する検査報告とともに、内閣から国会に提出されることとなる（令和6年11月21日現在）。

#### (1) 令和5年度決算の概要（令和6年7月31日公表）

一般会計決算は、収納済歳入額140兆2,016億円、支出済歳出額127兆5,788億円であった。また、財政法第6条の純剰余金は、8,517億円であった。これは、歳出において、予備費の使用決定額が予算計上額よりも少なかったことなどにより6兆8,910億円が不用となったことのほか、歳入において、税収が見込みを2兆4,651億円上回り、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを1兆7,032億円上回った一方で、公債金を9兆5,000億円減額したことなどによるものである。

特別会計決算（13特別会計の単純合計）は、収納済歳入合計額428兆2,654億円、支出済歳出合計額412兆5,344億円であって、計15兆7,309億円の決算上の剰余金が発生し、そのうち、5兆4,319億円を積立金に積み立てるなどし、8兆2,837億円を各特別会計の令和6年度歳入に繰り入れ、2兆152億円を令和6年度一般会計へ繰り入れることとした<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 11月後半に国会が開会しておらず、その時期に決算が国会に提出されなかった例としては、平成16年度決算、平成26年度決算及び令和2年度決算があり、第164回国会（常会）の召集日（平成18年1月20日）、第190回国会（常会）の召集日（平成28年1月4日）及び第207回国会（臨時会）の召集日（令和3年12月6日）にそれぞれ提出された。

<sup>2</sup> このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆699億円であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和6年度歳入に繰り入れることとした。

令和5年度一般会計決算概要(剰余金)

令和6年7月31日 主計簿締切り時点  
(単位: 億円、単位未満切捨)

歳入 歳出

前年度剰余金 213,439 (含む繰越財源)	110,632 翌年度への繰越額	} 差引剰余金(財政法第41条) 126,227 → 令和6年度の 歳入へ繰入れ
公債金収入 349,979	0 令和4年度までに発生した剰余金の使用残額	
[建設公債 90,679]  [特例公債 259,299]	68,910 歳出の不用	} 新規発生剰余金 15,594 地方交付税交付金等 財源 ▲ 7,077
税外収入 117,835	▲ 53,316 歳入の増▲減	
税 収 720,761 ○ 主なもの ・ 所 得 税 220,529 ・ 法 人 税 158,606 ・ 消 費 税 230,922	支出済歳出額 1,275,788  ○ 主なもの ・ 社会保障関係費 362,220 ・ 文教及び科学振興費 81,598 ・ 国債費 255,010 ・ 地方交付税交付金等 171,811 ・ 防衛関係費 115,473 ・ 公共事業関係費 82,042 ・ エネルギー対策費 11,897 ・ 食料安定供給関係費 17,258 ・ その他 178,475	} 純剰余金 8,517 (財政法第6条)

  

区 分	金 額
1 収納済歳入額	1,402,016
2 支出済歳出額	1,275,788
3 財政法第41条剰余金	126,227 (1-2)
4 前年度までの剰余金の使用残額	0
5 繰越予算財源	110,632
6 新規発生剰余金	15,594 (3-4-5)
歳入の増▲減	▲ 53,316
歳出の不用	68,910
7 地方交付税交付金等財源増	7,077
8 財政法第6条の純剰余金	8,517 (6-7)

  

[収納済歳入額] 1,402,016	[支出済歳出額] 1,275,788 (財政法第41条剰余金を 加えると1,402,016)
-----------------------	---

(注) 計数は、それぞれ切り捨てによっているもので、端数において合計とは合致しないものがある。なお、文中における符号「0」は単位未満である。

(出所) 財務省資料を加工

(2) 令和2年度決算、令和3年度決算及び令和4年度決算に関する議決

本委員会は、令和6年の第213回国会(常会)において、令和2年度決算、令和3年度決算及び令和4年度決算に関する審査を終了したところである。各年度決算に関する「議決案」については、令和6年6月17日の委員会での議決(賛成多数)を経て、同月18日に本会議で議決(賛成多数)され、内閣に送付された。その内容は次のとおりである。なお、本議決の指摘事項に対して内閣が講じた措置は次の常会において報告されることとなる。

令和2年度、令和3年度及び令和4年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書に関する議決

本院は、各年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 予算への多額計上が常態化している予備費については、予備費使用額を財源とする予算の大半を翌年度に繰り越している事例や国会開会中、特に年度末に使用決定が行われていることに加え、多額の不用額を生じさせており、このような財政運営を改めるよう努めるべきである。

本院における決算の議決や審議内容が、次年度以降の予算編成に反映され効率的で適切な予算執行につながるよう迅速かつ適宜適切な決算審議の実現に向けた取組に一層協力すべきである。

公益事業については、国の財政歳入 100 兆円に加え、個人の金融資産を活用したインパクト投資や公益法人・NPOなどの新しい公共による課題解決を目指し、そのための寄附制度、税制や金融政策等の見直しを検討すべきである。

税と社会保障費の負担については、可処分所得の増加によって我が国の経済成長を加速させるため、適切な国民負担の在り方を検討すべきである。

- 2 被災者の避難先での支援については、避難先とのつながりが復興時の連携に果たす役割を考慮し、被災者に対する被災地、避難先の両地域での適切な支援が受けられるよう二地域居住対策を講じるべきである。
- 3 消防団員の確保については、処遇改善や企業の理解促進を図るとともに、消防団員に準中型免許制度の新設に伴う負担を軽減するなど、地域防災力強化のための連携した対策を講じるべきである。
- 4 外国人材受入れの課題については、今後外国人材を受入れて、定着を促そうとしている自治体に対し、多言語翻訳サービスの導入、日本語教育の充実や居住環境整備をはじめ、地域での共生社会に向けた取り組みを支援すべきである。
- 5 SDGsについては、目標達成への進捗が遅れている分野を中心に、具体的なアクションプランを策定するとともに、外交面において、我が国は途上国支援だけでなく、ポストSDGsに向けた国際的な議論に主導権を発揮すべきである。
- 6 厳しい教員不足の状況については、教師の処遇改善や選考時期等を工夫するとともに、情報リテラシーや生成AI、データ活用などの新しい教育分野に必要な教員の人材確保を図るべきである。

また、給料を含めた再任教員の処遇改善に取り組むとともに、教員志望者を増やすために効果の出ている好事例を横展開するなど、適切な措置を講じるべきである。

- 7 緊急小口資金や総合支援資金については、その償還等が困難な者に対する継続した支援や相談など丁寧な対応を行うべきである。

被災地におけるリハビリテーション職種の活動支援については、自治体と保健医療専門職団体との平時からの連携強化を促し、被災地での介護・福祉人材の迅速な確保やロジスティクス業務への支援の在り方を検討すべきである。

- 8 総合食料自給率については、数値目標を政策評価の対象とした上で、食料安全保障の観点からその達成状況について検証する仕組み作りの検討を進めるべきである。

農業政策については、次世代の農業者を確保するための方策として、就農や経営に係る資金的支援、相談体制の整備及びロボットや水管理システム等を活用したスマート農業の推進を実施すべきである。

- 9 我が国のエネルギー政策については、今後の電力需要増加を見越した上で温室効果ガス削減目標の実現を図りながら、太陽光発電設備の諸問題や賦課金値上げへの対応を強化しつつ再生可能エネルギーの導入を促進すべきである。

中小企業、小規模事業者の脱炭素化については、既存の補助事業の対象外となっている事業についても支援や補助が受けられるようにするなどして、脱炭素に係る事業に安心して取り組める環境を整備すべきである。

- 10 財政支出の削減については、公共施設の長寿命化やかかりつけ医制度など、予防的な政策に積極的に取り組み、そのために必要な資金を調達する財政スキームを検討すべきである。また、治水対策についても、流域治水の考え方を取り入れ、地元住民の調査や意見を踏まえ適宜見直すべきである。

少子化対策下での国土形成については、出生率の低い自治体から高い自治体への移住を促進する施策や、地方移住者等を就農に結び付けるため、当初は身分保証をする農業公社のような施策を検討すべきである。

インバウンド振興については、訪日外国人旅行者の旅行消費の拡大を促進するのみならず、我が国の伝統工芸品や特産品等のプロモーションにつながる事業を推進すべきである。

- 11 在日米軍の施設区域にあるPCB廃棄物については、我が国が一部費用負担し処理しており、早急に全てを処理する必要があることから、処理方法を検討すべきである。

## 二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を粛正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

## 三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

## 2 令和5年度予備費使用等の概要及び審議状況

予算の執行段階において、当初予想し得なかった事態の発生や、事情の変更等により、経費の不足が生じたり、新たな経費が必要となることは免れ得ないことから、憲法第87条は「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。」(第1項)とし「すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。」(第2項)と定めている。

令和5年度一般会計予備費の予算額は5,000億円であって、その使用総額は3,077億円であり、差引使用残額は1,922億円である。

また、令和5年度においては、令和4年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」<sup>3</sup>が設けられ、当該予備費の予算額は2兆円（補正後）<sup>4</sup>であって、その使用総額は1兆1,310億円であり、差引使用残額は8,689億円である。

なお、令和4年度に引き続き、「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は5,000億円（補正後）<sup>5</sup>であったが、その使用はなかった。

特別会計予備費の予算総額は7,286億円（補正後）<sup>6</sup>であって、その使用総額は19億円であり、差引使用残額は7,266億円である。

特別会計予算総則第21条第1項（歳入歳出予算の弾力条項）の規定による経費増額総額は710億円である。

予備費の使用等については、第213回国会（常会）に「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」外4件<sup>7</sup>が提出され<sup>8</sup>、その後、継続審議となっていたが、各件は、第214回国会（臨時会）において衆議院が解散されたことに伴い、いずれも審議未了となった。今後、各件は再提出されることが見込まれる<sup>9</sup>（令和6年11月21日現在）。

### 3 会計検査院による報告

#### (1) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院は、会計検査院法第30条の2の規定により、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、毎年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できるとされている。第213回国会（常会）の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである（令和6年11月21日現在）。

報 告 件 名	報告年月日
マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について	令和6. 5. 15

<sup>3</sup> 当初予算で「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」として設けられた後、補正予算で使途変更。

<sup>4</sup> 当初予算で4兆円計上、補正予算で2兆円減額。

<sup>5</sup> 当初予算で1兆円計上、補正予算で5,000億円減額。

<sup>6</sup> 当初予算で7,936億円計上、補正予算で650億円減額。

<sup>7</sup> 「令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」、「令和5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」、「令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）」及び「令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）」。

<sup>8</sup> 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等については、早期の審議機会の確保の観点から、予備費の使用決定に係る閣議決定日等を基準として、毎年4月から翌年1月までの分を記載した「その1」と2月及び3月の分を記載した「その2」の二つに区分されて国会に提出されている。

<sup>9</sup> 再提出の際、「その1」及び「その2」に区分されていた各件は、これらの区分なく一本化されて提出される見込みである。

## (2) 国会からの検査要請事項に関する報告

各議院又は各議院の委員会は、国会法第105条の規定により、会計検査院に対し、特定の事項について検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。会計検査院は、会計検査院法第30条の3の規定により、検査要請があった事項について、検査の結果がまとまり次第、要請元に報告している。

なお、第213回国会（常会）の開会以降に会計検査院は国会からの検査要請事項に関する報告を行っていない（令和6年11月21日現在）。

## 4 政策評価及び行政評価・監視に係る調査結果

国会の行政監視機能を充実・強化するため、本委員会は、総務省が行う評価及び監視等の調査結果についての調査に関する事項を所管している。総務省が行う評価及び監視には、政策評価と各行政機関の業務の実施状況について行う行政評価・監視がある。

### (1) 政策評価

政策評価には、①各行政機関が行う政策評価と、②総務省が行う政策評価がある。①は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行うことが基本となっている。これに加え、②は評価専任組織としての総務省が、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を行うため、複数行政機関にまたがる政策の評価（統一性・総合性確保評価）及び各行政機関の評価のチェック（客観性担保評価）を実施している。

令和6年度において、総務省が行った客観性担保評価の取組結果として、「令和4年度規制に係る政策評価の点検結果」が令和6年3月7日に公表されている<sup>10</sup>。

なお、第213回国会（常会）の開会以降に総務省は統一性・総合性確保評価に基づく勧告等を行っていない（令和6年11月21日現在）。

### (2) 行政評価・監視

行政評価・監視は、総務省が各行政機関の業務の実施状況等を調査して、その結果に基づき、各行政機関に対して勧告等を行い、行政運営を改善させようとするものである。

第213回国会（常会）の開会以降に総務省が行った行政評価・監視に基づく勧告等の状況は次のとおりである（令和6年11月21日現在）。

---

<sup>10</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/kisei.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/kisei.html)

名 称	勧告等 年月日	勧告等の 相手先府省	勧告等の概要
浄化槽行政に関する調査 ＜結果に基づく勧告＞	令和6. 2. 9	環境省	①判定の考え方の見直し・定量的基準の設定、②判定に、法定検査結果を活用するための措置、③清掃業者や保守点検業者からの情報収集の仕組みを有効に機能させるための措置、④浄化槽台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討
医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査－小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として－ ＜結果に基づく通知＞	令和6. 3. 8	文部科学省	①関係部署等と連携した医療的ケア児の早期把握、保護者等への早期のアプローチの促進、②看護師の確保が困難である要因を踏まえた支援方策の検討、③医療的ケア実施者の配置・採用形態の工夫等による付添いの解消の取組の促進、④必要な物品の備蓄・準備方法をあらかじめ取り決めておくなど、災害発生時にも医療的ケアが実施できる環境の整備
太陽光発電設備等の導入に関する調査 ＜結果に基づく勧告＞	令和6. 3. 26	経済産業省	①トラブル等の未然防止に向け経済産業省による現地調査を強化。現地調査は、地方公共団体から通報のあった発電事業者の情報等を活用し効率的・効果的に実施、②地方公共団体に対し、設備情報、情報提供フォーム等を周知、③法令違反等の状態が未改善の場合の経済産業局から経済産業省本省への協議基準等を整理し文書指導等を着実に実施し、改善されない場合は交付金の留保などの必要な措置を適確に実施
社会的養護に関する調査－里親委託を中心として－ ＜結果に基づく勧告＞	令和6. 6. 7	こども 家庭庁	①未委託里親に児童を委託するため短期委託やショートステイ事業の活用推進、②保育所等入所の優先利用の徹底や保育所等に係る措置費支給の検討、③障害児・被虐待児を委託している里親への専門的な研修機会の付与の検討、④里親不調に関する全国の事例を把握・分析し、未然防止に資する情報を児童相談所に周知

<p>ため池の防災減災対策に関する調査          &lt;結果に基づく通知&gt;</p>	<p>令和6. 6. 21</p>	<p>農林水産省</p>	<p>①防災重点農業用ため池の指定漏れがないか確認し、検討を行うよう全国の地方公共団体に促すこと、②ため池の評価の結果等について、住民の迅速な避難行動につなげるための公表の在り方を検討すること、③ため池ハザードマップについて、総務省の調査でみられたような事例がないか全国の地方公共団体に点検を促し、不適切事例の解消につなげること</p>
<p>「ごみ屋敷」対策に関する調査          &lt;結果に基づく通知&gt;</p>	<p>令和6. 8. 28</p>	<p>環境省、厚生労働省、総務省（消防庁）及び国土交通省</p>	<p>市区町村における多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応を可能とする観点から、関係省庁が連携し、活用可能な支援方策や取組事例等の情報をパッケージとして示すこと</p>

(出所) 総務省資料を基に作成

内容についての問合せ先  
 決算行政監視調査室 水谷首席調査員（内線 68680）